

【1】執行調書【事後審査型制限付一般競争入札】

【電子入札】

通知書番号

591

事業番号

公下処第1

入札期日

令和8年8月26日

9時00分

履行期間

契約日

～令和10年3月17日

契 約 日

令和

年

月

日

通知日

令和8年7月22日

課 名

上下水道施設課

事業場所

前畑町5

事 業 名

池田下水処理場合流1系汚水除塵機械設備更新工事

落札業者

愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号

3907

メタウォーター(株)営業本部 中日本営業部

業種

120 機械器具設置

予定価格

285,303,700 円

(

259,367,000 円)

最低制限価格又は低入札
価格調査基準価格

213,977,775 円

(

194,525,250 円)

落札金額

223,300,000 円

(

203,000,000 円)

	名 称	入 札	再度入札	落 札
1	メタウォーター(株)営業本部 中日本営業部	203,000,000		落札決定者

工 事 概 要 等 報 告 書

事業番号	公下処第1	事業名	池田下水処理場合流1系汚水除塵機械設備更新工事	種別	機械器具設置
(事業の概要) 細目除塵機 2基 型 式 ダブルチェーン式前面かき揚げ型 据付工事 1式 撤去工事 1式			(入札参加資格) 次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。(1)この公告の日(以下「公告日」という。)において多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者で公告日現在、多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。なお、公告日から入札日までに指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。 (2)多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条第2項の規定により機械器具設置工事の競争入札に参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条第1項の規定により岐阜県内又は愛知県内に、本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所等として名簿に登録されていること。 (3)公告日現在、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査結果通知書の機械器具設置工事の総合数値が900点以上であり、かつ、建設業法第15条の規定に基づく機械器具設置工事の特定建設業許可を有すること。 (4)公告日以前の過去10年間に、国、地方公共団体又は下水道事業団が発注した当該工事と同種の工事を元請又は共同企業体の代表構成員として完成させた実績があること。ここで同種の工事とは、日最大全体計画処理水量が45,600m3以上の下水処理場沈砂池機械設備工事のことを言う。なお、実績については、岐阜県内又は愛知県内の本店又は支店若しくは営業所等に限らない。 (5)建設業法第27条の18に規定する機械器具設置工事の指定建設業監理技術者資格証の交付を受けた者で、公告日以前の過去10年間に請け負った工事において、監理技術者として当該工事と同種工事の施工経験を有するものを監理技術者として工事現場に専任で配置できること。なお同種工事の規模は問わないものとする。		